

## ～ データやデジタル技術の活用などにより納税者サービスを充実 ～

国税の多くは、納税者が自ら所得金額や税額を計算し、それに基づいて申告・納税するという申告納税制度を採用しています。この申告納税制度が適正に機能するためには、納税者に高い納税意識を持っていただくとともに、法律に定められた納税義務を自発的かつ適正に履行していただくことが必要です。

このため、国税庁では、データやデジタル技術を活用し、納税者が簡単・便利に申告や納税を行えるよう様々な利便性向上施策や情報発信に取り組み、納税者サービスの充実を図っています。

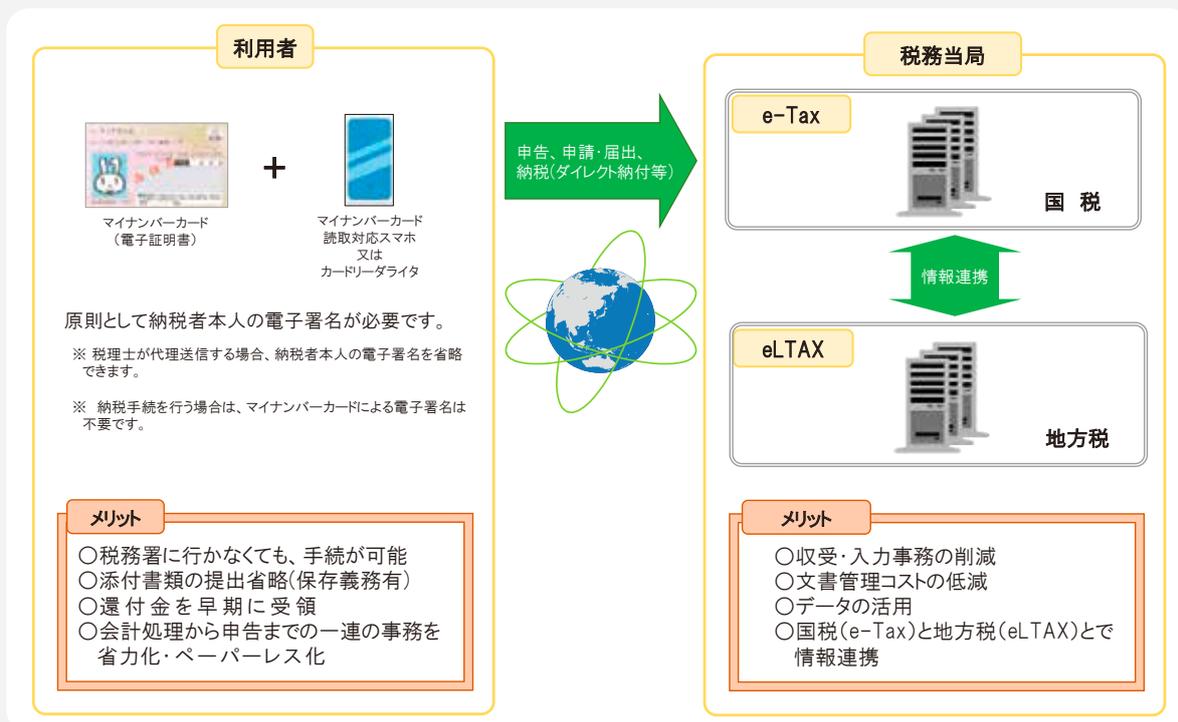
## 1 e-Tax（国税電子申告・納税システム）

## ～ e-Taxの利用拡大に向け、各種施策を強力に推進 ～

e-Taxを利用することで、国税に関する申告、申請・届出、納税の各種手続きをオンラインで行うことができます。

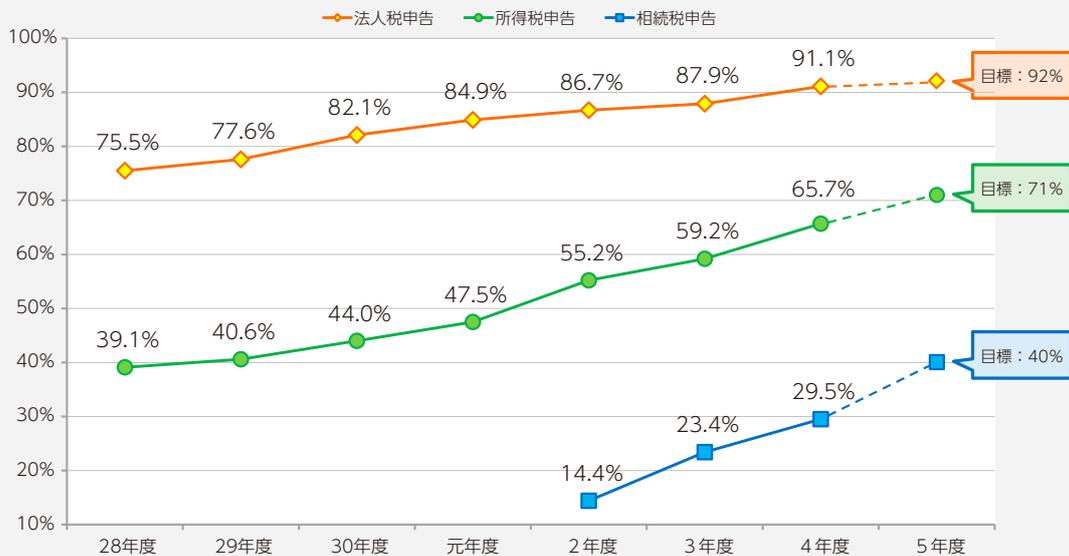
e-Taxの利用拡大に向け、e-Taxの利便性を高める各種施策を強力に推進しており（コラム1参照）、オンライン利用率は順調に増加しています。

## ■ e-Taxの概要



## ■ オンライン利用率

オンライン利用率目標を設定し、利用率の更なる向上を目指します。



※1 令和4年度の各係数は速報値です。

※2 所得税申告については、確定申告会場で申告書を作成しe-Taxで提出した分を含みます。

※3 主な手続の利用率を掲載しています。その他の手続についてはe-Taxホームページをご覧ください。



e-Taxホームページ  
「オンライン手続の利用率向上に向けた国税庁の取組について」

## コラム

### e-Taxの利便性向上

#### 1 e-Taxに登録された本人情報等を閲覧できる「マイページ」の提供【令和5(2023)年1月実施】

e-Taxの「マイページ」では、「氏名」や「納税地」といった本人情報に加え、登録している金融機関、還付金の処理状況等の還付・納税に関する情報、「所得税の青色申告承認」等の各税目に関する情報を確認することができます。

※ 詳細は、e-Taxホームページをご覧ください。



e-Taxホームページ  
「マイページ」



マイページの画面イメージ

#### 2 マイナンバーカードの読み取り回数が1回に【令和5(2023)年1月実施】

マイナンバーカードを利用してe-Taxを利用される納税者を対象に、本人確認を行える機能を導入しました。本人確認を行うことで、これまでe-Taxへ申告等データを送信する都度必要だったマイナンバーカードでの電子署名が不要になります。

これにより、マイナンバーカードを利用して申告される方のマイナンバーカードの読み取り回数が従来の3回から1回になりました。

※1 過去にマイナンバーカード方式で申告された方が対象です。

※2 詳細は、e-Taxホームページをご覧ください。



e-Taxホームページ  
「マイナンバーカードで、e-Taxがますます便利になります」

## 2 確定申告

### ～ 所得税の申告者数は2,295万人。半数以上は還付申告 ～

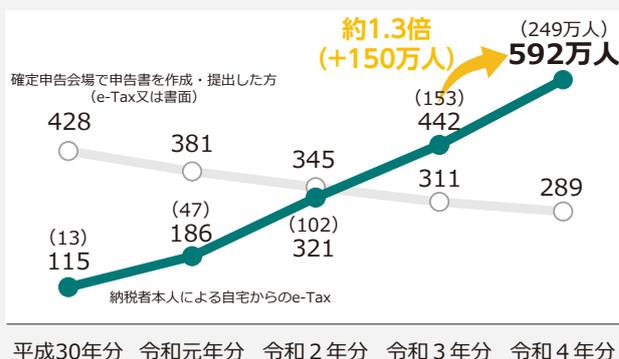
確定申告は、納税者が1年間の所得と税額を計算し、申告・納税を行う手続です。申告義務がある方のほか、一定の医療費の支払があったことなどにより、税が還付となる方なども確定申告を行っています。令和4（2022）年分の所得税の確定申告を行った申告者は2,295万人に上り、国民の5人に1人が確定申告を行っていることとなります。そのうち、還付申告者は、1,333万人を超え、半数以上を占めています。

#### (1) 自宅からのe-Taxによる申告の推進

国税庁では、確定申告会場へ来場することなく、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」等を利用して、自宅から納税者ご自身でe-Taxによる申告をしていただくことを推進しています。

なお、令和4（2022）年分の確定申告では、納税者ご自身による自宅からのe-Taxをされた方が592万人と、前年分である令和3年分の約1.3倍に増加しました。

#### ■ 自宅から納税者ご自身によりe-Taxで申告書を提出した方の推移



令和4年分確定申告人員		万人
自宅等からのe-Tax		1,076
納税者本人による送信		592
スマートフォン等		249
税理士による代理送信		484
確定申告会場から		289
地方公共団体会場からのe-Tax		154

※ カッコ内の数値はスマートフォン等を利用された方です（スマートフォン等を利用した提出は、平成30年分から開始された施策です。）。

### ～ 「確定申告書等作成コーナー」の提供 ～

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って金額等を入力すると、所得金額や税額が自動計算され、所得税、個人事業者の消費税等、贈与税の申告書や青色申告決算書などを正確に作成することができ、作成した申告データはそのままe-Taxで送信できます。

なお、マイナポータルと連携することで、医療費通知情報や生命保険料・ふるさと納税の控除証明書等の情報を一括取得し、該当欄に金額等を自動入力することができます。

また、「確定申告書等作成コーナー」では、より多くの方にご自宅からご利用いただけるよう、スマートフォンで見やすい専用画面を用意するなどの取組を進めています。

### ■ スマートフォンを利用した所得税申告について

スマートフォンで見やすいデザインの画面（スマホ専用画面）を導入し、その対象範囲を順次拡大しています。給与所得（勤務先から給与収入がある方）、雑所得（年金収入や副業の収入がある方）がある方のほか、青色申告決算書や収支内訳書を作成される方についてもご利用が可能です。

また、スマートフォンのカメラで「給与所得の源泉徴収票」を撮影することで、確定申告書等作成コーナーへ自動入力することができます。

スマホ申告の対象範囲 (NEW は令和4年分確定申告(令和5年1月上旬～)から対応)	
【対象所得】	【各種控除等】
<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 事業所得※ NEW</li> <li>➢ 不動産所得※ NEW</li> <li>➢ 給与所得</li> <li>➢ 雑所得</li> <li>➢ 一時所得</li> <li>➢ 特定口座年間取引報告書 (上場株式等の譲渡所得等・配当所得等)</li> <li>➢ 上場株式等の譲渡損失額(前年繰越分)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ すべての所得控除</li> <li>➢ 政党等寄附金特別控除</li> <li>➢ 災害減免額</li> <li>➢ 外国税額控除</li> <li>➢ 予定納税額</li> <li>➢ 本年分で差し引く繰越損失額</li> </ul>
<small>※ スマホ専用画面で事業所得、不動産所得が利用可能となるのは、確定申告書等作成コーナーで青色申告決算書・収支内訳書を作成した場合に限ります。</small>	

※1 スマホ専用画面は、令和4年分の申告のみご利用になれます。

※2 上記以外の所得、各種控除等がある場合は、パソコンと同じ画面で作成可能です。



### ～ 「確定申告書等作成コーナー」を利用してe-Taxにより提出する方は年々増加 ～

令和4(2022)年分の確定申告期においては、「確定申告書等作成コーナー」を利用して自宅等からe-Taxで申告書を提出した方は、税理士の代理送信を含めて561万人で、平成27(2015)年分以降、利用者は年々増加しています。また、「確定申告書等作成コーナー」を利用して書面で申告書を提出した方(351万人)を初めて超えるなど、書面からe-Tax申告への移行が更に加速しています。なお、561万人のうち、約249万人がスマートフォン等で確定申告書を作成しています。

## (2) 多様な納税者ニーズへの対応

### ～ 入場整理券による確定申告会場の混雑緩和～

確定申告期間中は、確定申告会場への入場に「入場整理券」を配付することで確定申告会場の混雑緩和を図っています。

入場整理券は各会場で当日配付するほか、オンラインによる事前発行も可能です。

### ～ 確定申告期間中における日曜開庁の実施 ～

「申告相談を平日以外にも対応してほしい」という納税者からの声を受けて、確定申告期間中の特定の日曜日に一部の税務署を対象として申告書の受付や申告相談などを実施しています。

## 地方公共団体との協力

納税者利便の向上や行政事務の効率化を図るため、国と地方公共団体との間で所得税申告書等のデータを相互に提供するなどの取組を進めています。

### 3 キャッシュレス納付の推進

#### ～ 簡単・便利なキャッシュレス納付環境の構築 ～

国税の納付については、現状、全体の約7割が金融機関やコンビニ、税務署の窓口で行われています。「納税者利便の向上」、「業務の効率化」、「非接触での税務手続の実現」を図るため、令和7（2025）年度までにキャッシュレス納付割合を4割とする目標を設定し、利用拡大に向けて取り組んでいます。

また、キャッシュレス納付の周知・広報や利用勧奨に当たっては、日本銀行や地方税当局、金融機関などといった関係機関と連携して取り組んでいます。

■ 国税の納付手段別納付割合：令和3（2021）年度実績（件数ベース）



#### ～ 納付手段の多様化により納税者利便を向上 ～

決済手段の多様化やキャッシュレス化が進展する中、国税の納付についても、次のような多様な納付手段を導入することで、納税者利便の向上を図っています。

#### (1) キャッシュレス納付による納付手段



国税庁ホームページの納税に関する総合案内

#### 振替納税 【申告所得税及び個人事業者の消費税のみ利用可能】

あらかじめ振替依頼書を提出することで、指定した預貯金口座からの口座引落しにより納付する手続です。税務署又は金融機関に振替依頼書を提出していただくか、e-Taxにより振替依頼書を提出いただくことで、次回以降も自動的に振替納税が行われます。

申告所得税や消費税の確定申告書を提出する個人の方に便利な手続となっています。

#### ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）【全税目で利用可能】

あらかじめ利用届出書を提出することで、e-Taxを利用して申告した後、簡単な操作で、即時又は期日を指定して預貯金口座からの振替により納付する手続です。

税務署又は金融機関に利用届出書を提出していただくか、e-Taxにより利用届出書を提出（個人の方に限ります。）していただくことで、利用できるようになります。

e-Taxで申告される方、特に毎月の源泉所得税など頻りに納付手続を行う方に便利な手続となっています。

### インターネットバンキングなどを利用した電子納税 【全税目で利用可能】

あらかじめe-Taxの利用開始届出書を提出することで、ペイジー (Pay-easy) に対応した金融機関のインターネットバンキングや、ATMを利用して納付する手続です。

### クレジットカード納付 【全税目で利用可能】

専用のWeb画面(国税クレジットカードお支払サイト)において、クレジットカード情報を入力し、納付する手続です。

※1 納付の際には、別途、税額に応じた決済手数料がかかります(決済手数料は、国の収入になるものではありません)。

※2 納付可能な金額は、1,000万円未満、かつ、利用するクレジットカードの決済可能額以下となります。

### スマホアプリ納付 【全税目で利用可能】

専用のWeb画面(国税スマートフォン決済専用サイト)において、利用可能なPay払いを選択し、納付する手続です。

※1 納付可能な金額は30万円以下となります。

※2 事前にPay払いの残高のチャージが必要です。

## (2) キャッシュレス納付以外の納付手段

### コンビニ納付 【源泉所得税自主納付分を除き、全税目で利用可能】

次のいずれかの方法により、コンビニエンスストアで納付する手続です。

- ① スマートフォンやご自宅等のパソコンなどでQRコードを作成し、コンビニエンスストアのキオスク端末にQRコードを読み取らせて出力された納付書で納付する方法
- ② 所得税の予定納税など、確定した税額を期限前に納税者に通知する場合等に所轄の国税局や税務署が発行するバーコード付納付書で納付する方法

※1 納付可能な金額は30万円以下となります。

※2 「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

### 現金納付 【全税目で利用可能】

現金に納付書を添えて、金融機関(日本銀行歳入代理店)又は所轄の税務署で納付する手続です。

## 4 マイナンバー制度への取組

### (1) マイナンバー制度の概要

マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するための社会基盤です。

マイナンバー制度の導入に伴い、国税庁は法人番号の付番機関となるとともに、マイナンバー（個人番号）及び法人番号の利活用機関となっています。

マイナンバー制度の概要については  
デジタル庁ホームページをご確認ください。



デジタル庁  
ホームページ

マイナちゃん



#### イ マイナンバー（個人番号）

マイナンバーは、住民票を有する全ての方が持つ12桁の番号です。

現在、マイナンバーの利用範囲は、社会保障、税、災害対策の3分野のうち、法律や自治体の条例で定められた手続に限定されています。

#### ロ 法人番号

法人番号は、株式会社などの法人等が持つ13桁の番号です。

法人番号は、マイナンバーと異なり、利用範囲の制約がなく、誰でも自由に利用できます。

### (2) マイナンバー及び法人番号の利活用機関としての対応

#### ～ 国税分野での利用と広報 ～

税務署に提出する申告書や法定調書などには、提出の都度、マイナンバーや法人番号を記載します。マイナンバーの提供を受ける際には、なりすましを防ぐため、厳格な本人確認が求められます。

マイナンバー制度の定着のため、国税庁ホームページにマイナンバー制度の特設サイトを設けてよくある質問(FAQ)などを掲載しているほか、積極的な周知・広報に取り組んでいます。



マイナンバー制度の  
特設サイト

#### ～ 納税者利便の向上 ～

マイナンバー制度の導入を契機として、住宅ローン控除などの申告手続における住民票の写しの添付が不要となったほか、所得税・消費税・贈与税・相続税の申告をe-Taxで送信された方が、マイナポータル<sup>1</sup>の「お知らせ」機能を通じて、e-Taxのメッセージボックスに格納された所得税の申告などの情報や還付申告の処理状況などを確認できるようにしました。

<sup>1</sup> マイナポータルとは、様々な行政手続がワンストップでできたり、行政機関からのお知らせを確認できたりする、政府が運営するオンラインサービスのことです。

また、令和2(2020)年分の年末調整・確定申告から手続をより簡単に行えるよう、生命保険料控除証明書などのデータを、マイナポータルを通じて一括入手し、各種申告書へ自動入力する機能を実現しました。今後、対象となる控除証明書などの種類は、更に拡大していく予定です。

### ■ マイナポータルを活用した自動入力機能のイメージ図



### ■ 確定申告の対応年分ごとのマイナポータル経由で取得が可能なデータ

年分	マイナポータルにより取得可能なデータ一覧			
令和2年分	生命保険料控除証明書	住宅借入金等特別控除証明書	住宅資金に係る借入金の年末残高証明書	特定口座年間取引報告書
令和3年分	地震保険料控除証明書	寄附金受領証明書等(ふるさと納税)	医療費通知情報(令和3年分は9月～12月分)	
令和4年分	公的年金等の源泉徴収票	社会保険料(国民年金保険料)控除証明書	医療費通知情報(1年間分)	

### (3) マイナンバーカードの普及促進

マイナンバーカードを活用した納税者利便の向上施策を推進するとともに、確定申告や税を考える週間など様々な機会において、マイナンバーカードの普及促進に向けた周知・広報に積極的に取り組んでいます。

### (4) 法人番号の付番機関としての対応

国税庁は、株式会社等の設立登記法人などについて、法人番号を指定し、通知しています。

また、「商号(又は名称)」、「本店(又は主たる事務所の所在地)」、「法人番号」の基本3情報を「[国税庁法人番号公表サイト](#)」で公表しています。

法人番号は、社会的インフラとして、官民間問わず幅広い分野での利活用が期待されています。同サイトでは、基本3情報を検索できるほか、データのダウンロード機能やWeb-API<sup>1</sup>機能を提供しています。また、法人等からの登録を受けて、商号・本店の所在地の英語表記も公表しています。

1 利用者のシステムから条件を指定したリクエストを送信することで、その指定した条件に合致する情報を取得することができるシステム間連携の仕組み。

## 5 行政サービスのデジタル化の推進

### ～ デジタル・ガバメント<sup>1</sup>の実現に向けて ～

令和5(2023)年6月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づき、納税者の自発的な納税義務の履行を円滑かつ適正に実現するため、UI・UXの改善による利便性向上や業務・システムの効率化・合理化など、国税関係手続のデジタル化推進に取り組んでいます。

具体的には、マイナンバーカードでe-Taxを利用する個人の方を対象に、本人情報等を確認できる「マイページ」の運用や、申告時のマイナンバーカードの読取回数を削減するなどの改善を実施しています。

そのほか、マイナポータル連携による申告書の自動入力対象拡大など、今後も手続全体のデジタル化とUI・UXの改善を推進していきます。

### システムの安定性・信頼性と情報セキュリティの確保

国税関係業務は、国民の権利義務と密接に関わっており、大量の納税者情報を管理しているため、システムに障害が発生した場合には、国民に多大な影響を与え、税務行政に対する信頼を損なうことにもなりかねません。このため、システム機器の定期的な更新を実施するなど、システムの安定的な運用を図っています。

また、職員が職務上必要な情報しか利用できない仕組みにするとともに、定期的なセキュリティ監査を実施するなど、不正利用や漏えいの防止に細心の注意を払っています。

なお、データを保有するe-Tax及びKSKシステムの基幹システムは、平成19(2007)年に国際標準規格に準拠した、ISMS<sup>2</sup>適合性評価制度に基づく認証(ISO/IEC27001・JISQ27001<sup>3</sup>に基づく認証)を取得し、以降は定期的に更新しています。

さらに、令和2(2020)年には、法人番号の指定などを行うシステムについても、同認証を取得しました。

### 国税総合管理(KSK)システム

KSKシステムは、全国の国税局と税務署をネットワークで結び、地域や税目を越えた情報の一元的な管理により、各種事務処理の高度化・効率化を図るために導入したコンピュータシステムです。

### システムの高度化(新たなシステムの構築)

国税庁においては、ICTの活用による「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」を目指していくこととしており、これを実現するためのインフラとして、令和8(2026)年度の本格導入に向けて、次世代システムの開発を進めています。

次世代システムについては、

- ① データ中心の事務処理を実現するシステム(紙からデータ)
- ② 現在、税目別となっているデータベース・アプリケーションの統合(縦割りシステムの解消)
- ③ 独自OSを使用する大型コンピュータを中心としたいわゆる「メインフレーム」から、市販の汎用的なOSを使用するいわゆる「オープンシステム」への刷新(メインフレームからの脱却)

といったことを開発コンセプトとしています。

1 「デジタル・ガバメント」とは、国民・事業者の利便性向上に重点を置き、行政の在り方そのものをデジタル前提で見直す政府全体の取組です。

2 「ISMS」とは、情報セキュリティマネジメントシステムの略称であり、保護すべき情報資産が機密性、完全性及び可用性において適切に管理された状態であることを維持するために必要な計画、運用、見直し及び改善を実施するための組織的取組のことです。

3 「ISO/IEC27001」とは、国際標準化機構(International Organization for Standardization)の策定する標準化規格の1つです。情報セキュリティマネジメントシステムのグローバルスタンダードであり、平成17(2005)年10月に国際規格として標準化されました。また、「JISQ27001」とは、ISO/IEC 27001に対応して、平成18(2006)年5月に発行された国内規格です。

### 情報の厳正な管理

国税庁は、個人の所得情報など、様々な情報を保有しています。これらの情報は厳格に管理する必要があり、情報が漏れるようなことがあれば、納税者の協力は期待できなくなり、円滑な調査・徴収等に支障が生じかねません。

このため、税務職員が税務調査などで知った秘密を漏らした場合には、国家公務員法上の刑事罰(1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)よりも重い税法上の刑事罰(2年以下の懲役又は100万円以下の罰金)が科されることとなっています。

職員に対して、定期的に情報セキュリティに関する研修を行っているほか、調査などに際し、質問する場所についても、プライバシーに配慮し、店舗先や玄関先はなるべく避けるようにしています。

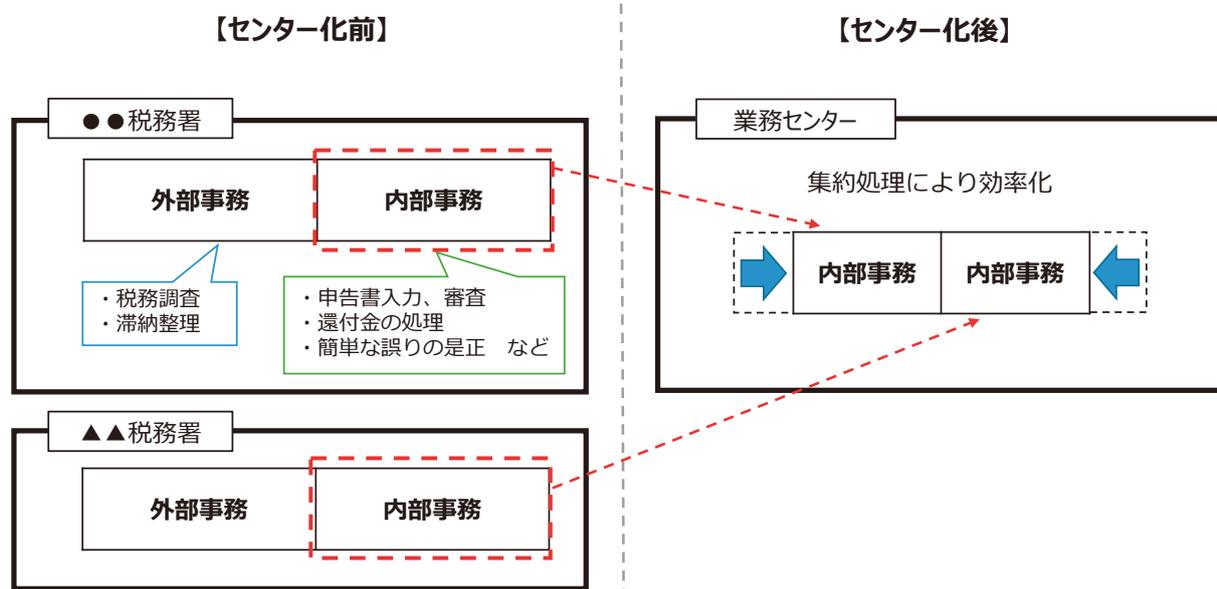
また、国税庁は特定個人情報(マイナンバーをその内容に含む個人情報)などを取り扱うことから、マイナンバー法などの関係法令の趣旨を踏まえ、行政文書の管理状況を定期的に点検するなどにより、国税庁の保有する納税者情報を厳正に管理するよう努めています。

### コラム 2

### 内部事務のセンター化

「内部事務のセンター化」は、複数の税務署の内部事務について、専担化した組織(業務センター)で集約処理することにより、事務の効率化と事務の正確性の確保を目指す取組です。

順次、対象となる税務署を拡大しながら、令和8(2026)年には、全ての税務署を対象に内部事務のセンター化を実施することを予定しています。



## 新たな試験区分(国税専門B(理工・デジタル系))の創設

国税庁では、税務行政のデジタル・トランスフォーメーションの取組をより一層推進するため、令和5(2023)年度の国税専門官採用試験から、従来からの法文系の方向けの国税専門A(法文系)とは別に、新たに理工・デジタル系の方向けの国税専門B(理工・デジタル系)を創設しました。

詳しくは、[国税庁ホームページ](#)をご覧ください。

**2023(令和5)年度から  
理工・デジタル系の方向けの、  
国税専門官採用試験(B区分)  
が始まります!**

国税庁では、税務行政のデジタル・トランスフォーメーションに取り組み、ICT分野での活躍が期待される理工・デジタル系の人材を求めています。

理工・デジタル系の方向けの新たな試験区分では、基礎数学、情報数学、情報工学、物理、化学等といった理工・デジタル系の分野の問題が多く設定されており、幅広く、理工・デジタル系の方が受験しやすい試験となっています。

○国税専門官とは・・・

国税庁は、国の財政基盤を支える内閣府の組織・徴収を行う官庁です。国税専門官は、全国の国税局や税務署で**税のスペシャリスト**として、次のような業務を行います。

- 国税調査官** 納税者から提出された確定申告書等について、適正な申告が行われたかどうかの確認や徴収を行うとともに、申告に関する指導などを行います。
- 国税徴収官** 定められた納期限までに納付されない税金の督促や滞納処分を行って、税金を徴収するとともに、納税に関する指導などを行います。
- 国税査察官** 納税者から申告状を得て、具体的な取組に対して課税や滞納などの強制徴収を行い、刑事罰を求めるときの捜査官に充当します。



## 6 情報提供等

### ～ 様々な広報活動を実施 ～

国税庁では、[国税庁ホームページ](#)を中心に、テレビや新聞などのマスメディア、各種広報媒体や各種説明会を通じて、納税者の申告・納税等に役立つ様々な情報を提供しています。

また、一般的な税法の解釈・取扱いについては、国税庁ホームページや税務署や市町村に設置したパンフレットなどで情報提供しているほか、税に関する一般的な質問・相談については、電話などで回答しています。さらに、実際の取引に係る税法上の取扱いが不明な場合には、事前照会に応じています。

### 税を考える週間

国税庁では、日頃から国民の皆様には租税の意義や役割、税務行政の現状について、より深く理解して、自発的かつ適正に納税義務を履行していただくために納税意識の向上に向けた様々な取組を行っています。

特に、毎年11月11日から11月17日までの1週間は「税を考える週間」とし、この期間を中心に様々な広報広聴施策を行うとともに、税務行政に対するご意見やご要望をお寄せいただく機会としています。

こうした取組を通じて、国民の皆様には日常生活と税の関わりを理解していただくことは、申告納税制度の維持・発展に不可欠であると考えています。

### (1) 国税庁ホームページ

#### ～ ホームページによる分かりやすい情報提供 ～

国税庁ホームページでは、誰でも必要な情報に容易にアクセスできるよう、案内メニューを1か所に集約したシンプルなレイアウトにするなど、分かりやすい情報提供に努めています。

また、高齢の方や障害のある方を含めて、誰もが国税庁ホームページで提供される情報や機能を支障なく利用できるよう、文字拡大・音声読み上げ機能にも配慮したコンテンツを提供するように努めています。

# 国税庁ホームページの概要

※ 掲載画像は令和5(2023)年6月現在のものです。



- 1 **サイト内検索**  
国税庁ホームページ全体からキーワードで情報を検索する機能
- 2 **文字拡大・音声読み上げ**  
高齢の方や視覚に障害のある方のためのサポート機能
- 3 **グローバルナビゲーション**  
各種情報への入口となる案内表示
- 4 **緊急のお知らせ**  
災害関連情報などの緊急性の高い情報を表示
- 5 **バナー**  
国税庁が作成したバナーを集約して表示
- 6 **注目ワード**  
国税庁ホームページ内で注目してもらいたい情報に関するワードを表示
- 7 **新着情報**  
新規に掲載した情報を内容ごとに一覧で表示
- 8 **税務署を検索**  
郵便番号又は住所から管轄の税務署を調べる機能
- 9 **分野別メニュー**  
アクセス件数の多いページへの入口を分野別に表示
- 10 **SNS等**  
国税庁が行う情報発信ツールを集約して表示
- 11 **サイトマップ**  
国税庁ホームページ全体の構成を一覧で表示

※ 国税庁ホームページ以外にも、Twitterの国税庁公式アカウント(@NTA\_Japan)で、国税庁の新着情報や報道発表などの情報を発信しているほか、動画共有サイトYouTubeの「国税庁動画チャンネル」でも、国税庁の取組(各国税局や税務署における広報活動を含みます。)や申告手をサポートする情報などの動画を配信しています。

納税者サービスの充実と行政効率化のための取組  
 徴収  
 適正・公平な課税・  
 権利救済  
 酒類行政  
 税理士業務の確保  
 税理士業務の確保  
 実績評価(政策評価)  
 の実施  
 資料編

## (2) 租税教育

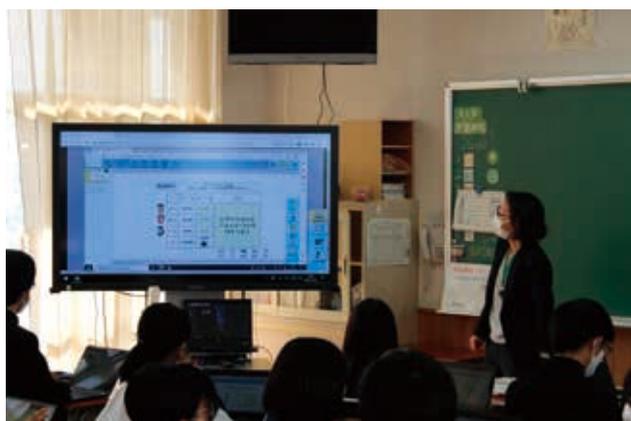
### ～ 租税教育の充実に向け、環境整備や支援を実施 ～

国税庁では、国の基本となる租税の意義や役割が正しく理解され、学校教育の中で租税教育の充実が図られるよう、環境整備や支援を行っています。

具体的には、国レベルで設置された租税教育推進関係省庁等協議会(国税庁、総務省、文部科学省などで構成)において効果的な支援策を検討するとともに、各都道府県に設置された租税教育推進協議会(国税局・税務署、地方公共団体、教育関係者などで構成)を中心に、税理士会、関係民間団体等の協力を得て、学校からの要請に基づく租税教室等への講師派遣や税に関する作文の募集、税に関する各種イベントなどを行っています。

また、学習指導要領の改正やGIGAスクール構想など、租税教育を取り巻く環境の変化を踏まえ、教育関係者などのニーズを的確に把握した上で、児童・生徒等が主体的・対話的に深い学びが実現できるよう、授業・教材づくりに努めています。

このほか、児童・生徒等が自ら租税について学習できるコンテンツを国税庁ホームページ「[税の学習コーナー](#)」に掲載するほか、東京上野税務署内の租税教育用の施設「タックス☆スペースUENO」において、「税務署見学」や「体験学習」を実施しています。



租税教室の様子

#### ■ 租税教室等への講師派遣状況

	令和3年度	令和4年度
職員	7,193人	9,126人
職員以外	25,534人	31,965人
合計	32,727人	41,091人

※ 大学、専修学校に対する講師派遣を含んでいます。

#### ■ 税の作文の応募編数

	令和3年度	令和4年度
高校生	178,807編	148,050編
中学生	450,142編	460,918編

## 租税史料室による税知識の普及活動

税務大学の租税史料室では、日本の税に関する貴重な歴史的資料を収集・管理するとともに、1年を通じて数多くの所蔵史料を公開し、租税史研究に携わる専門家のみならず、小学生から社会人まで広く一般の方々にもご利用いただいています。

また、毎年テーマを決めて「特別展示」を実施しています。今年のテーマは「近代の都市と税」と題して、令和4(2022)年11月1日から令和5(2023)年10月31日まで行っています。

詳しくは、国税庁ホームページの[税務大学校租税史料コーナー](#)をご覧ください。



特別展示コーナー

### (3) 講演会

#### ～ 納税意識の向上に向けた税の啓発活動 ～

納税者自らが租税の役割や申告納税制度の意義、納税者の権利・義務を正しく理解し主体的に考えることは、納税に対する納得感の醸成に繋がります。このため、納税意識の向上を図ることを目的として、国税局や税務署による主に大学生や社会人を対象とした講演会を開催しています。

#### ■ 社会人を対象とした講演会の開催回数

	令和3年度	令和4年度
開催回数	758回	1,148回

### (4) 説明会

#### ～ 情報提供を行うための様々な説明会を開催 ～

税に関する手続や税制改正などについて、納税者に理解を深めていただくため、確定申告に関する各種説明会、改正税法に関する説明会、新設法人のための説明会など、様々な説明会を開催しています。

#### ■ 各種説明会の開催回数・参加人員

	令和2事務年度	令和3事務年度
開催回数	7,990回	19,537回
参加人員	224千人	441千人

### (5) 税務相談

#### ～ 国税庁ホームページで税務相談 ～

納税者自らが国税に関する疑問を解決できるように、国税庁ホームページでは、「チャットボット」による相談や「タックスアンサー」などによる情報提供を行っています。

また、電話での税務相談は、各国税局に設置している電話相談センターで受け付けています。

## ～ チャットボットは相談範囲を拡大 ～

土日・夜間など、日時によらず、24時間いつでも国税に関する相談ができる「[税務相談チャットボット](#)」を国税庁ホームページに導入しています。

チャットボットは、国税に関する疑問について気軽に質問できたり、国税庁ホームページに掲載されている情報へ短時間でたどり着くことができます。これまで対応していた「所得税確定申告」、「年末調整」の相談に加えて、令和4年5月から「インボイス制度」、令和5年1月から「消費税確定申告」の相談を受け付けています。

また、[タックスアンサー](#)では、よくある国税の質問に対する一般的な回答を掲載しており、自分の状況やライフイベントなどに応じて検索することができます。

### ■ チャットボットへの質問件数

	令和3年	令和4年	令和5年
所得税確定申告	434万件	634万件	578万件
消費税確定申告	—	—	8万件
年末調整	49万件	56万件	—
インボイス制度	—	19万件	20万件

※1 「年末調整」については、10月から翌年1月までの件数を示しています。  
 （「年末調整」以外は、1月から12月までの件数を示しています。）

※2 「令和5年」は、令和5年5月31日現在の件数を示しています。

### ■ タックスアンサーへのアクセス件数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
アクセス件数	7,875万件	8,908万件	8,079万件

国税に関するご質問・ご相談はチャットボットやタックスアンサーを是非ご利用ください。



チャットボットキャラクター  
税務職員ふたば



チャットボット



タックスアンサー

### ■ 電話相談センターの相談件数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談件数	582万件	557万件	489万件

※ 聴覚障害者等専用電子メール及びファクシミリの相談件数を含む。

## ～ 税務署での面接による相談は事前予約の上で対応 ～

国税に関するご質問やご相談については、チャットボットやタックスアンサー、電話相談センターの利用を案内しています。

具体的に書類や事実関係を確認する必要がある場合など、上記の方法による解決が困難な場合には、所轄の税務署において面接にて相談を受け付けています。

なお、面接相談は、面接時間を十分に確保するほか、ご持参いただく書類などをお伝えする必要が有ることから、電話等で事前に相談日時等をご予約いただいています。

## (6) 事前照会

### ～ 納税者の予測可能性を向上 ～

税務署などにおいては、納税者が実際に行う取引等に係る税務上の取扱いに関して、取引前又は申告期限前の照会（事前照会）に応じ回答しています。

このうち、文書による回答の求めがあった場合で一定の要件を満たすものについては文書による回答を行い、その内容を国税庁ホームページにおいて公表しています（[文書回答事例](#)）。

このほか、事前照会に対する回答のうち、他の納税者の参考となる回答事例についても国税庁ホームページに掲載しています（[質疑応答事例](#)）。

#### ■ 文書回答手続による事前照会の受付件数

	令和3年度	令和4年度
受付件数	117件	125件

#### ■ 質疑応答事例のホームページへの掲載件数

	令和3年度末	令和4年度末
掲載件数	1,991件	2,005件

## コラム 4

### 新型コロナウイルス感染症に関する国税庁の対応（令和5（2023）年5月8日現在）

新型コロナウイルス感染症については、令和2（2020）年1月に日本国内で初めての感染者が確認されて以降、感染拡大の状況に応じて、政府において様々な感染症対策や経済対策などの措置が行われてきたところです。

国税庁においては、申告相談や税務調査等の実施に当たり、納税者等の状況に即した対応を心掛け、理解と協力を得た上で実施しています。

新型コロナウイルス感染症に関する国税庁の対応や取組については、[ホームページ](#)による周知・広報のほか、報道発表、SNSなど、様々な手段を活用し、また関係民間団体等や地方公共団体を通じて、幅広く速やかな情報発信を行ってきました。また、税務上の取扱いに関して、よくある質問への回答（FAQ）のホームページ掲載、動画による情報提供など、わかりやすい情報の発信にも努めてきたところです。

国民の皆様には、引き続き、感染拡大防止にご理解とご協力をお願いします。

#### 1 所得税等の確定申告の取組

確定申告会場には、多数の方が申告相談に訪れることから、令和4（2022）年分確定申告においては、自宅等から申告できるe-Taxの利用を呼び掛けるとともに、確定申告期間よりも前から申告相談を受け付けるなど、確定申告期間中の来場者数の削減・分散を図りました。

また、令和3（2021）年分に引き続き、会場内の混雑緩和のため、入場には整理券（オンラインによる事前発行も可能）を必要とする仕組みを全国で実施しました。

#### 2 納税が困難な方への対応

新型コロナウイルス感染症の影響により、資金繰りが悪化するなどして納税が困難な方については、納税者の置かれた状況や心情に配慮して納付の猶予制度を迅速かつ柔軟に適用してきました。

猶予制度については、税務署の窓口での制度説明、国税庁ホームページや税理士会、関係民間団体や業界団体を通じた周知・広報などにより、納税者にアプローチを図り、必要な方が早期に猶予を受けられるように努めています。

また、税務署においては、猶予制度に関する質問や相談を電話で受け付けるとともに、猶予申請については、e-Taxによる電子申請や郵送による申請を推奨しています。

### 3 酒類事業者に関する取組

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により酒類消費が低迷している酒類業界を支援するため、官民を挙げて酒類の国内消費回復・拡大に向けたプロモーション(地域での消費者向けイベント等)を展開したほか、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図るため、酒類事業者の経営改革、酒類業界の構造転換支援に取り組むこととしています。また、こうした取り組みやこうした取組や政府が行っている事業者の方への支援策について、必要な情報の提供に努めています。詳しくは、[国税庁ホームページ](#)をご覧ください。

## 7 適正な源泉徴収制度の運営

### ～ 源泉徴収義務者への周知・広報を実施 ～

源泉徴収制度は、源泉徴収義務者が年末調整を行うことにより、5,000万人を超える給与所得者のうち多くが確定申告の手続を要することなく課税関係を完結できる制度であり、申告納税制度と並び、税務行政上極めて重要な制度です。

国税庁では、源泉徴収義務者に適正な源泉徴収や納付を行っていただくため、国税庁ホームページに源泉徴収義務者の方向けのページを設け、各種手引・パンフレットや解説動画を掲載するなどにより、源泉徴収制度の周知・広報を行っています。

## 8 消費税法改正への対応

### (1) 消費税のインボイス制度(適格請求書等保存方式)

令和5(2023)年10月からインボイス制度(適格請求書等保存方式)が開始されます。インボイス制度の下では、帳簿及び税務署長に申請して登録を受けた課税事業者であるインボイス発行事業者(適格請求書発行事業者)が交付する「インボイス(適格請求書)」などの請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。

国税庁では、事業者の方にインボイス制度を十分理解していただき、適切に制度への対応や準備を進めていただけるよう、関係府省庁、関係民間団体等とも密に連携しながら、周知広報に取り組んでいます。

### (2) 消費税の円滑かつ適正な転嫁に向けた取組

消費税は、価格への転嫁を通じて、最終的には消費者が負担することが予定されている税であることから、円滑かつ適正な消費税の価格への転嫁が重要です。

国税庁では関係府省庁と連携の上、各税務署の窓口(改正消費税相談コーナー)において消費税の転嫁に関する相談等への対応を行っています。

## 9 関係民間団体との協調

### ～ 関係民間団体の協力によって、税に関する情報を納税者に提供 ～

国税庁では、関係民間団体の協力を得て、各種説明会等をはじめとした様々な取組を通じて、積極的な周知・広報に取り組んでいます。

関係民間団体は、e-Taxの利用拡大に向けた取組やマイナンバー制度の普及・定着に向けた取組、「税を考える週間」における各種行事の共同開催を推進するなど、各団体間の連携・協調の強化を図りながら、適正な申告納税制度の実現や税知識の普及等のために大きな役割を果たしています。

### 青色申告会

青色申告会は、「申告納税制度の確立と小規模企業の振興への寄与」を目的として、個人事業者の青色申告者を中心に結成された団体であり、個人事業者に対する記帳指導や決算・申告に関する相談への対応、各種説明会の開催や経営支援、青色申告の普及など幅広い活動を行っています。



青色申告会  
ホームページ

### 法人会

法人会は、「税知識の普及や、適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与する」ことを目的として結成された団体であり、租税教育・税の啓発活動、税と経営の研修などを行っているほか、国税庁後援事業である「『自主点検チェックシート』を活用した企業の税務コンプライアンス向上のための取組」や「税に関する絵はがきコンクール」を行っています。



法人会  
ホームページ

### 間税会

間税会は、「間接税についての知識を習得し、自主的な申告納税体制の確立を通して、円滑な税務運営に協力すること」を目的として結成された団体であり、消費税に関する税知識の普及、消費税完納運動の推進及び「税の標語」(国税庁後援)の募集などの活動を行っているほか、税制や税の執行の改善のための提言を行っています。



間税会  
ホームページ

### 納税貯蓄組合

納税貯蓄組合は、「納税資金の備蓄による各種税金の円滑な納付」を目的として組織された団体であり、各納税貯蓄組合では、期限内完納を推進するための取組や中学生の「税についての作文」(国税庁共催)の募集などの活動を行っています。



納税貯蓄組合  
ホームページ

### 納税協会

納税協会は、「税知識の普及に努め適正な申告納税の推進と納税道義の高揚を図り企業及び地域社会の発展に貢献」することを目的として、大阪国税局の各税務署管内に設立された団体であり、各種説明会、広報活動及び租税教育への取組など公益性の高い活動を行っています。



納税協会  
ホームページ